

〔1〕 木造建築物の応急危険度調査判定マニュアル

I 全体的な記入方法について

この調査表は、電算入力を前提としているため、左側調査欄と右側の集計欄に分けて作られています。調査者は、誤記入を防止するために、左側調査欄の該当する事項の番号に○を付けるか下線部分に該当する数字を記入してください。

次に、各調査欄で○の付いた数字、または下線部分の数字を右側の集計欄に記入してください。集計欄はすべて数字で記入します。当てはまる内容がない場合等はチェックマークを記入してください。迅速な調査結果の集計ができるように、ご協力をお願いします。

II 整理番号等について

1 整理番号

調査を実施する災害対策本部の担当者の指示に従い記入してください。

その際、配付された住宅地図等にも調査表と対照できるよう、当該被災建築物の整理番号を転記するようにしてください。

2 調査日時

調査者が、調査対象被災建築物に到達し、調査を開始した時間を記入してください。その際、時間単位で記入し、分を省略してください

（記入例 午前 11 時 35 分 → 午前 11 時）

3 調査回数

当初調査の場合は記入せず、2回目以降の場合は、その調査回数を記入してください。なお、古い判定ステッカーをはがした場合は捨てずに持ち帰り、災害対策本部担当者に渡してください。

4 調査者氏名

下線部に氏名、都道府県名、判定士登録番号を順に記入してください。なお、基本的に1チーム2名を想定していますが、3名以上の場合は追記してください。

記入については、調査表を何枚も記入する都合から、ひらがな、イニシャル等を使用してもかまいませんが、登録番号は正確に記入するようにしてください。

III 建築物概要について

1 建築物名称

災害対策本部から配布された住宅地図等に記載された建築物名称を記入してください。正式名称を事前に把握している場合は、それを記入してください。

個人住宅の場合は、地図には所有者等の名前が記載されていますので、その氏名を記入してください。

なお、一つの敷地に複数の建築物があった場合は、それぞれに異なる整理番号を付して別葉の調査表に記入してください。

各建築物の名称は「の住宅」、「の倉庫」等それぞれが区別できるように記入してください。

1. 1 建築物番号

あらかじめ、建築物番号が定められている場合はそれを記入してください。

そのほかの場合は、配付された住宅地図等に記載された建築物の番号（個々の建築物の水平投影面積の輪郭に付されている住居番号）を記入してください。

2 建築物所在地

字名地番を記入してください。市町村名は省略して結構です。

(記入例 高砂町3)

2. 1 住宅地図整理番号

配付された住宅地図等の番号を記入してください。

3 建築物用途

項目に該当しないものについては下記の表を参考にしてください。また、どの項目にも該当しない場合は、その他として()の中に内容を記入してください。複数用途のものは、主たる用途で記入してください。

表 建築物の用途例

凡 例	建 築 物 用 途
店舗	飲食店、スーパーマーケット、デパート等
体育館	学校の体育館、スケート場、屋内プール等
劇場、遊戯場等	パチンコ店、映画館、ボーリング場、公会堂等

1 3. 学校は、教室の集合体を典型として判断してください。予備校や塾等は実態に応じて6. 事務所と判断すべきものもあります。また、幼稚園は、1 0. 保育所としてください。

4 構造形式

主たる構造形式を判断して記入してください。

木造で工法が特定できない場合は、1. 在来工法としてください。

5 階段

調査対象建築物の被災前の階段を記入してください。

倒壊等のために判別できない場合、あるいは地下の階段が不明な場合等は、調査員ができる範囲で推定し、集計欄の数値の右に?を付け、3?のように記入してください。

6 建築物規模

1 階寸法を目見当で推定して記入してください。実測上の危険がなく、時間的余裕のある場合は、コンベックス等で測定していただいても結構です。

原則として間口方向をアに奥行き方向をイに記入してください。

また、円形プランや不整形なプランの建築物の場合、外接する方形を想定して、その寸法を記入してください。

これらの寸法は、後日住宅地図上で建築物を特定して確認するために必要なものですが、原形を留めないほど破壊がはげしい場合等は、記入しなくても結構です。その場合、集計欄には×を記入してください。

IV 調査について (項目番号は判定調査表に対応しています)

調査範囲

全ての物件について外観調査を行うこととしますが、その結果、危険度の判定がAランク(「1. 調査済」となったものは、原則として内観調査も行ってください。Bランク(「2. 要注意」のものも、必要に応じて内観調査を行ってください。この場合、使用者等の承諾を得て内観調査を実施してください。外観調査によってCランク(「3. 危険」となったものは、内観調査を実施する必要はありません。

なお、内観調査は建築物の所有者からのヒアリングによっても結構です。

内観調査ができない場合は、コメント欄に「外観調査のみ実施」と記入し、判定ステッカーにもその旨記入してください。

また、調査件数が多い場合等で、災害対策本部の担当者から外観調査のみと指示されている場合は、その指示に従ってください。

「1 一見して危険と判断される」について

全壊の場合は、1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階の項目に○印を付し、総合判定で「危険（赤）」とし判定調査を終了してください。

隣接しているがけや地盤などが一見して危険な場合は、4. その他の項目の（ ）内にその理由を記入し、総合判定で「危険（赤）」とし調査を終了して下さい。

この場合、コメント欄と判定ステッカーの注記欄にも危険とされた理由を具体的に記入してください。

この項目で判定する場合は、以下の「2. 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」並びに「3. 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」の項目の調査を行う必要はありません。

「2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」について

①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険

調査対象建築物の存する敷地の危険性について判定します。

隣接する建築物が傾いていて敷地に倒れこむ危険がある場合、隣接の斜面やがけ等が崩壊していて敷地に影響を及ぼす危険がある場合等が該当します。

なお、被害を受けそうだが、危険性の程度が不明確な場合は、Bランクの判定をしてください。

②構造躯体の不同沈下

建築物の倒壊の危険性を、地盤の不同沈下や構造躯体の受けた損傷により生じる構造躯体の鉛直方向の不同沈下によって判定します。

③基礎の被害

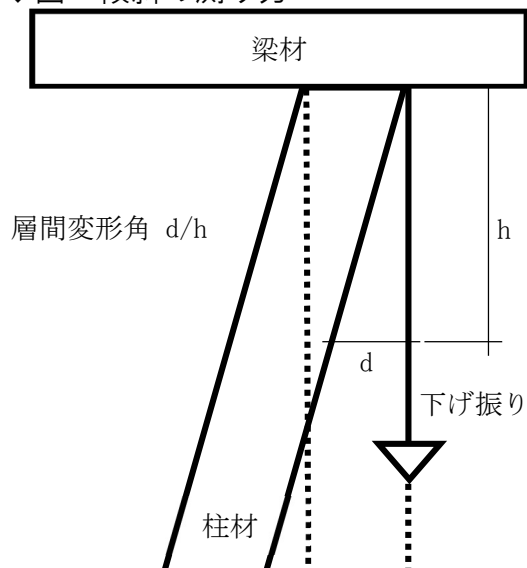
建築物の倒壊の危険性を、基礎が受けた被害及び土台が受けた被害によって判定します。

④建築物の1階の傾斜

建築物の倒壊の危険性を、建築物の1階の傾斜から判定します。

傾斜は下記の「傾斜の測り方」を参考に、建築物の1階で、下げ振り等を利用して測定してください。

◆図 傾斜の測り方



◆傾斜とランク付け

A ランク	B ランク	C ランク
$d/h \leq 1/60$	$1/60 < d/h \leq 1/20$	$d/h > 1/20$

◆h=1200mm の場合の d の間隔

A ランク	B ランク	C ランク
$d \leq 20\text{mm}$	$20\text{mm} < d \leq 60\text{mm}$	$d > 60\text{mm}$

⑤壁の被害

外壁又は内壁で、被害の多い方で判定することとしますが、外観調査のみの場合は外壁とします。

「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」について

落下物あるいは転倒物によって、危険性があるかどうかで判断します。たとえば、外壁が破壊していても、すべて落ちてしまっていて落下するものがない場合、窓ガラスが割れて落下していてもバルコニーがあつて下には被害が及ばない場合、転倒物ですでに転倒してしまつてもう転倒する可能性のない場合などはすべてAランクとなります。

また、外壁落下などで、ひさしなどにより、完全に被害が防止できないが、危険性がかなり減少する場合はBランクとするなど適宜判断してください。

落下危険物、転倒危険物の種類は調査表にあるだけでなく、ほかにもいろいろな物があるといえますが、「最も危険性の高い物は何か」という視点で判断してその危険物が調査表にない場合は「⑦その他（）」を活用して記入するようにしてください。

○落下危険物、転倒危険物の判定基準

Aランク：明らかに危険性がないと考えられる場合

Bランク：被害の危険性が相対的に低い場合、又は予想される被害が比較的軽い場合など

窓ガラスが何枚か割れていて、余震により類似の窓ガラスの損傷による危険性が高い場合や、既に同種の転倒物が倒れていて、余震による転倒の危険性が高い場合

Cランク：既に傾いている、または、支持するものがかなり壊れていて落下する危険性が高い場合

転倒物については、支持するボルトなどが破断している場合や、既に傾斜していて転倒の危険性が高い場合

各項目の記述事項には該当しないが、落下や転倒に対する危険性が高い場合

①瓦

②窓枠・窓ガラス

③外装材 湿式の場合

「③外装材 湿式の場合」とは、土壁、漆喰壁、モルタル壁などの塗り壁や、あるいはタイル張り等、水を用いて作る壁のことです。

このような湿式の壁がない場合は、記入の必要はありません。

④外装材 乾式の場合

「④外装材 乾式の場合」とは、木板、金属板、金属系や窯業系のサイディング、石膏ボード、あるいは下見板、羽目板、ベニヤ板などのさまざまなボード類を釘やボルト、金属などを用いて固定するタイプのものです。

このような乾式の壁がない場合は、記入の必要はありません。

⑤看板・機器類

看板、ウインドクーラー、屋上に設置されたタンクなど、建築物に固定されている機器等の危険を判定するようにしてください。

⑥屋外階段

⑦その他

ブロック塀、自動販売機等の転倒の危険、バルコニー、煙突などの落下の危険など①～⑥までに該当しない項目で危険なものがある場合、最も危険の高い項目を

() 内に記入し判定してください。

なお、特に危険なものがない場合には記入の必要はありません。

※ 落下危険物・転倒危険物に関する調査は、各種非構造部材の落下や転倒が、建築物使用者や歩行者や歩行者等に及ぼす危険の度合いを判定するという観点により実施されるものです。そこで、例えば外装材のみの損傷の場合、その原因を除去することにより危険性が減少することもあります。すなわち、落下しそうな外装材を除去することにより、CランクのものがBランクに変わるということがあり得ます。

このような場合は、判定ステッカーにその旨記載することが住民に対して、より親切な対応になるものと思われます。

屋根材、外装材や取り付け金物それぞれについて、目視等でその状況を確認し、損傷度が大きくかなり危険なもの、ほとんど被害の無いもの、それらの中間のもの、被害度ランクを区分してください。

また、屋外階段の損傷の状況も建築物全体の損傷度を知る大きな指標となるので、設置されている場合は必ず調査してください。

V 総合判定

総合判定の判定方法

一見して危険と判断される場合以外は「2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」と「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」の調査結果のうち、より危険度の大きいほうを選んでください。

下記はそれぞれの危険度の組み合わせごとの総合判定です。

- ・ AランクとAランクの場合は「1. 調査済（緑）」
- ・ AランクとBランクの場合は「2. 要注意（黄）」
- ・ AランクとCランクの場合は「3. 危険（赤）」
- ・ BランクとBランクの場合は「2. 要注意（黄）」
- ・ BランクとCランクの場合は「3. 危険（赤）」
- ・ CランクとCランクの場合は「3. 危険（赤）」

コメント欄の記入方法

コメント欄の内容は判定ステッカーの注記欄と同じ内容にしてください。

構造躯体が危険なのか、あるいは落下物等が危険なのか、具体的に読んだ人が判断できるようにしてください。

（記入例）

- ・ 隣接建築物が倒れこむ危険があります。
- ・ 擁壁が崩壊し建築物が倒壊するおそれがあり危険です。
- ・ 構造躯体である1階の柱が大きな損傷を受けており危険です。
- ・ 建築物の基礎構造の破壊により建築物全体が沈下しており要注意です。
- ・ 屋外看板が落ちかけており危険があります。

立入調査の範囲、ブロック塀等、特に安全上注意の必要な場合も記入してください。また、判定結果が「危険」と判定され、建物内部に居住者がなっている場合はコメント欄外にその旨を記入し、災害対策本部に報告してください。

木造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

木

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目
 調査者氏名（都道府県／No） _____

整理番号 _____

建築物概要

- 1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____
 2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____
 3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他（ ）
 4 構造形式 1.在来(軸組)構法 2.枠組(壁)工法(ローベックス) 3.プレファブ 4.その他（ ）
 5 階数 1.平屋 2.2階建て 3.その他（ ）
 6 建築物規模 1階寸法 約 A m × B m

建築物番号 _____
 住宅地図整理番号 _____
 3 _____
 4 _____
 5 _____ 階
 A _____ m
 B _____ m

調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

- 1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1.建築物全体又は一部の崩壊・落離	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他（ ）

調査方法 _____
 1 _____

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり
②構造躯体の不同沈下	1.無し又は軽微	2.著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり	3.小規模の破壊、床全体の沈下
③基礎の被害	1.無被害	2.部分的	3.著しい(破壊あり)
④建築物の1階の傾斜	1.1/60以下	2.1/60～1/30	3.1/20超
⑤壁の被害	1.軽微なひび割れ	2.大きな亀裂、剥離	3.落下の危険あり
⑥腐食・蟻害の有無	1.ほとんど無し	2.一部の断面欠損	3.著しい断面欠損
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合(要内観調査)	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

① _____
 ② _____
 ③ _____
 ④ _____
 ⑤ _____
 ⑥ _____
 判定 _____

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①瓦	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険あり
③外装材 濡式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、剥離	3.顕著なひび割れ、剥離
④外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険あり
⑥屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑦その他（ ）	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランク	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

① _____
 ② _____
 ③ _____
 ④ _____
 ⑤ _____
 ⑥ _____
 ⑦ _____
 判定 _____

総合判定（調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。）

1. 調査済（緑） 2. 要注意（黄） 3. 危険（赤）

総合判定 _____

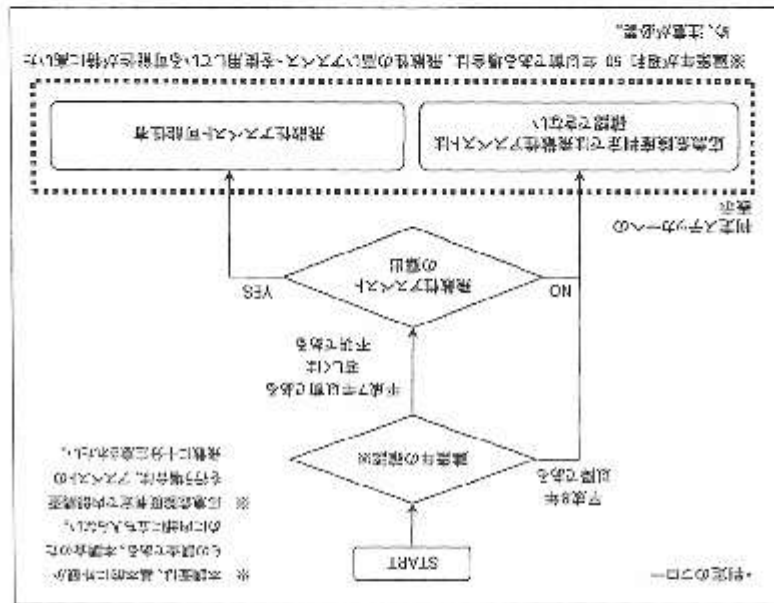
コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

木造

↑
こちらを裏として印刷してください。

アスベスト対応判定調査表



※ 別紙「様式」

コメント

結果として、飛散性アスベストの露出が認められた場合は、応急危険度判定アスベストに、「飛散性アスベスト可能者」と記入してください。

1. 飛散性アスベストの露出が見られる		2. 飛散性アスベストの露出が推定される	
1. 調査年の確認	2. 昭和50年～平成7年 (年調査)	3. 平成8年～ (年調査)	4. 不明
1. 調査年の確認	2. 昭和50年～平成7年 (年調査)	3. 平成8年～ (年調査)	4. 不明

アスベスト対応判定調査表

1. 様式番号 ()

〔2〕鉄骨造建築物の応急危険度調査判定マニュアル

I 全体的な記入方法について

この調査表は、電算入力を前提としているため、左側調査欄と右側の集計欄に分けて作られています。調査者は、誤記入を防止するために、左側調査欄の該当する事項の番号に○を付けるか下線部分に該当する数字を記入してください。

次に、各調査欄で○の付いた数字、または下線部分の数字を右側の集計欄に記入してください。集計欄はすべて数字で記入します。当てはまる内容がない場合等はチェックマークを記入してください。迅速な調査結果の集計ができるように、ご協力をお願いします。

II 整理番号等について

1 整理番号

調査を実施する災害対策本部の担当者の指示に従って記入してください。

その際、配付された住宅地図等にも調査表と対照できるよう、当該被災建築物の整理番号を転記するようにしてください。

2 調査日時

調査者が、調査対象被災建築物に到達し、調査を開始した時刻を記入してください。その際、時間単位で記入し、分を省略してください。

（記入例 午前 1 1 時 3 5 分 → 午前 1 1 時）

3 調査回数

当初調査の場合は記入せず、2 回目以降の場合は、その調査回数を記入してください。

なお、古い判定ステッカーをはがした場合は、捨てずに持ち帰り、災害対策本部担当者に渡してください。

4 調査者氏名

下線部に氏名、都道府県名、判定士登録番号を順に記入してください。なお、基本的に 1 チーム 2 名を想定していますが、3 名以上の場合は追記してください。記入については、調査表を何枚も記入する都合から、ひらがな、イニシャル等を使用してもかまいませんが、登録番号は正確に記入するようにしてください。

III 建築物概要について

1 建築物名称

災害対策本部から配布された住宅地図等に記載された建築物名称を記入してください。正式名称を事前に把握している場合は、それを記入してください。

個人住宅の場合は、地図には所有者等の名前が記載されていますので、その氏名を記入してください。

なお、一つの敷地に複数の建築物があった場合、それぞれに異なる整理番号を付して別葉の調査表に記入してください。各建築物の名称は「～の住宅」、「～の倉庫」等それぞれが区別できるように記入してください。

1. 1 建築物番号

あらかじめ、建築物番号が定められている場合はそれを記入してください。

そのほかの場合は、配付された住宅地図等に記載された建築物の番号（個々の建築物の水平投影面の輪郭に付されている住居番号）を記入してください。

2 建築物所在地

字名地番を記入してください。市町村名は省略して結構です。

(記入例 緑ヶ丘1-2-1)

2. 1 住宅地図整理番号

配付された住宅地図等の番号を記入してください。

3 建築物用途

項目に該当しないものについては下記の表を参考にしてください。

また、どの項目にも該当しない場合は、その他として()の中に内容を記入してください。複数用途のものは、主たる用途で記入してください。

表 建築物の用途例

凡 例	建 築 物 用 途
店舗	飲食店、スーパーマーケット、デパート等
体育館	学校の体育館、スケート場、屋内プール等
劇場、遊戯場等	パチンコ店、映画館、ボーリング場、公会堂等

1 3. 学校は、教室の集合体を典型として判断してください。予備校や塾等は実態に応じて6. 事務所と判断すべきものもあります。また、幼稚園は、1 0. 保育所としてください。

4 構造形式

主たる構造形式を判断して記入してください。

梁間方向・桁行方向で異なる場合は、被害が大きかった方向で代表させてください。倒壊しているなど、外観から判断ができずかつ内観調査のできない場合等、判断がつかねる場合は記入しなくても結構です。

混構造の場合は、4. その他としてその内容を()の中に、例えば(木造との混構造)のように記入してください。

5 階数

調査対象建築物の被災前の階数を記入してください。

倒壊等のために判別ができない場合、あるいは地下の階数が不明な場合等は、調査者ができる範囲で推定し、集計欄の数値の右に?を付け、3?のように記入してください。

6 建築物規模

1 階寸法を目見当で推定して記入してください。実測上の危険がなく、時間的余裕のある場合は、コンベックス等で測定していただいても結構です。

原則として間口方向をアに、奥行き方向をイに記入してください。

また、円形プランや不整形なプランの建築物の場合、外接する方形を想定して、その寸法を記入してください。

これらの寸法は、後日住宅地図上で建築物を特定して確認するために必要なものですが、原型を留めないほど破壊が場合等は、記入しなくても結構です。その場合、記入欄には×を記入してください。

IV 調査について(項目番号は、判定調査表に対応しています)

調査範囲

全ての対象物件について外観調査を行うこととしますが、その結果、危険度の判定がAランク(「1. 調査済」)となったものは、原則として内観調査を行ってください。Bランク(「2. 要注意」)のものも、必要に応じて内観調査を行ってください。この場合、使用者等の承認を得て内観調査を実施してください。外観調査によってCランク(「3.

危険) となったものは、内観調査を実施する必要はありません。

なお、内観調査は建築物の所有者からのヒアリングによっても結構です。

内観調査ができない場合は、コメント欄に「外観調査のみ実施」と記入し、判定ステッカーにもその旨記入してください。

また、調査件数が多い場合等で、災害対策本部の担当者から外観調査のみと指示されている場合は、その指示に従ってください。

「1 一見して危険度判断される」について

全壊の場合は、1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階の項目に○印を付し、総合判定で「危険（赤）」とし判定調査を終了してください。

隣接しているがけや地盤などが一見して危険な場合は、4. その他の項目の（ ）内にその理由を記入し、総合判定で「危険（赤）」として調査を終了してください。

この場合、コメント欄と判定ステッカーの注記欄にも危険とされた理由を具体的に記入してください。

この項目で判定する場合は、以下の「2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」並びに「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」の項目の調査を行う必要はありません。

「2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」について

①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険

調査対象建築物の存する敷地の危険性について判定します。

隣接する建築物が傾いていて敷地に倒れこむ危険がある場合、隣接の斜面やがけ等が崩壊していて敷地に影響を及ぼす危険がある場合等が該当します。

なお、被害を受けそうだが、危険性の程度が不明確な場合は、Bランクの判定をしてください。

②不同沈下による建築物全体の傾斜

Bランク（ $1/300 \sim 1/100$ ）は、 $1/300$ を超え $1/100$ 以下の範囲を示します。

③建築物全体又は一部の傾斜

傾斜を生じた階の上の階数が、1階以下の場合あるいは2階以上の場合でそれぞれ判定してください。

Bランク（ $1/100 \sim 1/30$ ）は $1/100$ を超え $1/30$ 以下の範囲を、
（ $1/200 \sim 1/50$ ）は $1/200$ を超え $1/50$ 以下の範囲を示します。

⑤筋違の破断率

各通の構面内の筋違の破断状況をできるだけ全数調査してください。天井筋違等の水平筋違は調査対象外とします。

Bランク（ $20\% \sim 50\%$ ）は、 20% を超え 50% 以下の範囲を示します。

⑥柱梁接合部及び継手の破壊

柱と梁の仕口及び梁の継手接合部の破壊状況について、目視できる範囲で調査してください。一部破断及び亀裂発生数が総数の 20% 以下の場合はBランク、総数の 20% を超える場合はCランクとなります。ただし、一部破断及び亀裂発生数が総数の 20% 以下でも、梁端部が1ヶ所でも完全に破断している場合は、Cランクとしてください。

「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」について

ここでは、落下物あるいは転倒物によって、危険性があるかどうかで判断します。たとえば、外壁が破断していても、すべて落ちてしまっていて落下するものがない場合、窓ガラスが割れて落下していてもバルコニーがあって下には被害が及ばない場合、転倒

物で既に転倒してしまってもう転倒する可能性のない場合などはすべてAランクとなります。

また、外壁落下などで、ひさしなどにより、完全に被害が防止できないが、危険性がかなり減少する場合はBランクとするなど適宜判断してください。

落下危険物、転倒危険物の種類は調査表にあるだけでなく、ほかにもいろいろな物があるといえますが、「最も危険性の高い物は何か」という視点で判断してその危険物が調査表にない場合は「⑦その他（ ）」を活用して記入するようにしてください。

○落下危険物、転倒危険物の判断基準

Aランク：明らかに危険性がないと考えられる場合

Bランク：被害の危険性が相対的に低い場合、又は予想される被害が比較的軽い場合など

窓ガラスが何枚か割れていて、余震により類似の窓ガラスの損傷による危険性が高い場合や既に同種の転倒物がかなり倒れていて、余震による転倒の危険性が高い場合

Cランク：既に傾いている、支持するものがかなり壊れていて落下する危険性が高い場合

転倒物については、支持するボルトなどが破断している場合や既に傾斜していて転倒の危険性が高い場合

各項目の記述事項には該当しないが、落下や転倒に対する危険性が高い場合

①屋根材

②窓枠・窓ガラス

③外装材 湿式の場合

「③外装材 湿式の場合」とは、土壁、漆喰壁、モルタル壁などの塗り壁や、あるいはタイル張り等、水を用いて作る壁のことです。

④外装材 乾式の場合

「④外装材 乾式の場合」とは、木板、金属板、金属系や窯業系のサイディング、石膏ボード、あるいは下見板、羽目板、ベニヤ板などのさまざまなボード類を釘やボルト、金属などを用いて固定するタイプのものです。

⑤看板・機器類

看板、ウインドクーラー、屋上に設置されたタンクなど、建築物に固定されている機器等の危険を判定するようにしてください。

⑥屋外階段

⑦その他

ブロック塀、自動販売機等の転倒の危険、バルコニー、煙突などの落下の危険など①～⑥までに該当しない項目で危険なものがある場合、最も危険度の高い項目を（ ）内に記入し判定してください。

なお、特に危険なものがない場合には記入の必要はありません。

※ 落下危険物・転倒危険物に関する調査は、各種非構造部材の落下や転倒が、建築物使用者や歩行者等に及ぼす危険の度合いを判定するという観点による実施されるものです。そこで、例えば外装材のみの損傷の場合、その原因を除去することにより危険度が減少することもありえます。すなわち、落下しそうな外装材を除去することにより、CランクのものがBランクに変わるということがあり得ます。

このような場合は、判定ステッカーにその旨記載することが住民に対して、より適切な対応になるものと思われます。

屋根材、外装材や取り付け金物それぞれについて、目視等でその状況を確認し、損傷度が大きくかなり危険なものと、ほとんど被害の無いもの、それらの中間のものとし、被害度ランクを区分してください。

また、屋外階段の損傷の状況も建築物全体の損傷度を知る大きな指標となるので、設置されている場合は必ず調査をしてください。

V 総合判定

総合判定の判定方法

一見して危険と判断される場合以外は「2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」と「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」の調査結果のうち、より危険度の大きい方を選んでください。

下記はそれぞれの危険度の組み合わせごとの総合判定です。

- ・ AランクとAランクの場合は「1. 調査済（緑）」
- ・ AランクとBランクの場合は「2. 要注意（黄）」
- ・ AランクとCランクの場合は「3. 危険（赤）」
- ・ BランクとBランクの場合は「2. 要注意（黄）」
- ・ BランクとCランクの場合は「3. 危険（赤）」
- ・ CランクとCランクの場合は「3. 危険（赤）」

コメント欄の記入方法

このコメント欄の内容は判定ステッカーの注記欄と同じ内容にしてください。

構造躯体が危険なのか、あるいは落下物等が危険なのか、具体的に読んだ人が判断できるようにしてください。

記入例)

- ・ 隣接建築物が倒れこむ危険があります。
- ・ 擁壁が崩壊し建築物が倒壊する恐れがあり危険です。
- ・ 構造躯体である1階の柱が大きな損傷を受けており危険です。
- ・ 建築物の基礎構造の破壊により建築物全体が沈下しており要注意です。
- ・ 屋外看板が落ちかけており危険があります。

立入注意の範囲、ブロック塀等、特に安全上注意の必要な場合も記入してください。
また、判定結果が「危険」と判定され、建物内部に居住者がなおいる場合はコメント欄外にその旨を記入し、災害対策本部に報告してください。

表－１ 建築物最大傾斜と各種内外装材の破損状況との関係

最大傾斜	①ＡＬＣ 縦壁挿入筋工法 横壁工法	②ＡＬＣ 縦壁スライド工法	③石膏ボード ケイカル版	④スレート
0～1/200	隅角部わずかなひびわれ	外観上の差は 認められない	外観に変化なし	目地のずれが変形に応じて生じるのみで、スレートの破損なし
1/200～1/100	目地にずれ発生 たて目地にひび割れ		外観に変化なし	
1/100～2/100	ＡＬＣ版に隙間ができる		縦パネル隅角部における 釘の抜けだし、めり込み	
2/100～3/100	目地ずれ 1 cm 発生		ボードと枠にずれ発生	
3/100～4/100	目地ずれ顕著 ＡＬＣ版のひび割れ目立つ		ボードの剥離一部始まる	
4/100 以上	隅角部の破損大 部分的に剥離		ボードの剥離顕著	

最大傾斜	⑤金属サイディング	⑥フレキシブルボード 軽量鉄骨下地	⑦化粧合板	⑧ラスモルタル 軽量鉄骨下地
0～1/200	外観上の差は 認められない	外観に変化なし		初期収縮ひび割れあれど ほとんど被害なし
1/200～1/100		外観に変化なし		胴縁変形はじまる
1/100～2/100		ビス抜けが始まる ボードにひび割れが発生 することがある	合板のはらみ出し	胴縁変形幾分大きくなる ビス抜けはじまる
2/100～3/100		ビス止め部でボードにひ び割れ発生、ビス抜け多 し（全体の 1/3 位）	目地部のずれ	胴縁変形大
3/100～4/100		ジョイナー外れる ビス抜け全体の 2/3 程度	合板の剥離一部始まる	胴縁変形著しい モルタル剥離
4/100 以上		ボードのひび割れ顕著	合板の剥離顕著	モルタル剥離顕著

最大傾斜	⑨コンクリートブロック	⑩開口部 出入り口	⑪開口部 筋かい	⑫開口部
0～1/200	目地にひび割れ発生 肌別れ		サッシュフレーム 接合部変形	サッシュフレーム 接合部変形
1/200～1/100	ブロックにひび割れ発生 目地の動きかなり目立つ	開閉に支障が出始める	ガスケット外れ出す	ガスケット外れ出す
1/100～2/100	ブロックの破壊進行	開閉困難	サッシュフレーム 接合部変形	サッシュフレーム 接合部変形
2/100～3/100	ブロックの破壊顕著	開閉困難		
3/100～4/100	ブロックの破壊顕著		取り付け金物落下	取り付け金物落下 ガラス隅角部にひび割れ
4/100 以上	ブロックの破壊顕著		クレセント破壊	ガラス破壊

鉄骨造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

S

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目
調査者氏名 (都道府県/No) _____ (_____ / _____)

整理番号 _____

建築物概要

- 1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____
2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____
3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 (_____)
4 構造形式 1.ラーメン構造 2.ブレース構造 3.プレファブ 4.その他 (_____)
5 階数 地上 _____ 階 地下 _____ 階
6 建築物規模 1階寸法 約 _____ m× _____ m

建築物番号 _____

住宅地図整理番号 _____

3 _____
4 _____
地上 _____ 階
地下 _____ 階
ア _____ m
イ _____ m

調査 調査方法: (1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

- 1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

- 1.建築物全体又は一部の崩壊・落階 2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜 4.その他 (_____)

調査方法 _____

1 _____

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり
②不同沈下による建築物全体の傾斜	1.1/300以下	2.1/300～1/100	3.1/100超
③建築物全体又は一部の傾斜			
傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合	1.1/100以下	2.1/100～1/30	3.1/30超
傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合	1.1/200以下	2.1/200～1/50	3.1/50超
④部材の座屈の有無	1.無し	2.局部座屈あり	3.全体座屈あるいは著しい局部座屈
⑤接合部の破断率	1.20%以下	2.20%～50%	3.50%超
⑥柱梁接合部及び梁手への破壊	1.無し	2.一部破断あるいは亀裂	3.20%以上の破断
⑦柱脚の破壊	1.無し	2.部分的	3.著しい
⑧腐食の有無	1.ほとんど無し	2.各所に著しい腐	3.乳所が各所に見られる
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合 (要内観調査)	2.要注意 Bランクが3以内の場合	3.危険 Cランクが1以上又はBランクが4以上

① _____
② _____
③ _____

被害最大の階 _____ 階

④ _____
⑤ _____
⑥ _____
⑦ _____
⑧ _____

判定 _____

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①屋根材	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険あり
③外装材 濡式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離
④外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、破破壊
⑤看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険あり
⑥屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑦その他 (_____)	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

① _____
② _____
③ _____
④ _____
⑤ _____
⑥ _____
⑦ _____

判定 _____

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

1. 調査済 (緑) 2. 要注意 (黄) 3. 危険 (赤)

総合判定 _____

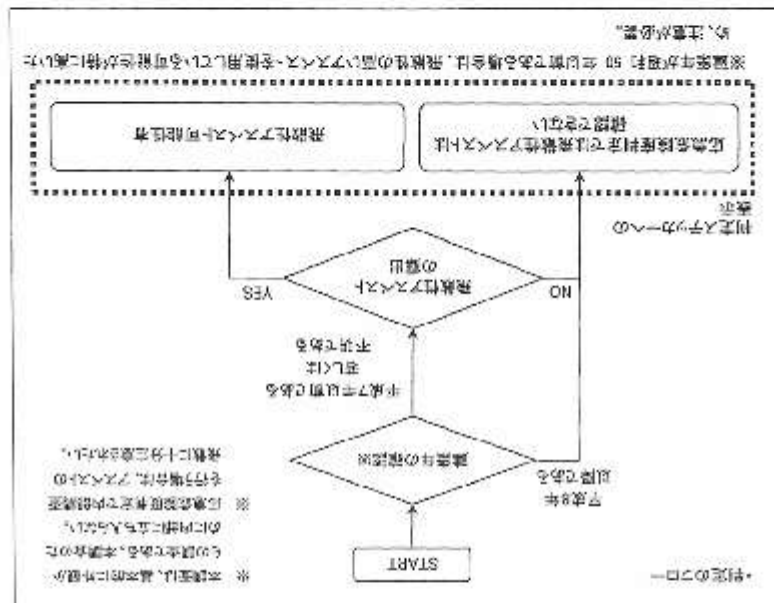
コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

S
追

↑
こちらを表として印刷してください。

アスベスト対応判定調査表



所収「様式」

コメント

調査とによって、飛散性アスベストの発出が認められた場合は、応急危険度判定アスベツカーに、「飛散性アスベスト可能保有者」に記入してください。

1. 飛散性アスベストの発出が認められる	2. 飛散性アスベストの発出は認められない
----------------------	-----------------------

1. 飛散性アスベストの発出が認められる	2. 飛散性アスベストの発出は認められない
----------------------	-----------------------

1. 昭和50年以前 (1975)	2. 昭和51年～平成7年 (1976～1995)	3. 平成8年～ (1996)	4. 不明
-------------------	---------------------------	-----------------	-------

アスベスト対応判定調査表

1. 様式番号()

製法

1. 調査年の確認

〔3〕鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の

応急危険度判定マニュアル

Ⅰ 全体的な記入方法について

この調査表は、電算入力を前提としているため、左側調査欄と右側の集計欄に分けて作られています。調査者は、誤記入を防止するため、左側調査欄の該当する事項の番号に○を付けるか下線部分に該当する数字を記入してください。

次に、各調査欄で○の付いた数字、または下線部分の数字を右側の集計欄に記入してください。集計欄はすべて数字で記入します。当てはまる内容がない場合等はチェックマークを記入してください。迅速な調査結果の集計ができるように、ご協力をお願いします。

Ⅱ 整理番号等について

1 整理番号

調査を実施する災害対策本部の担当者の指示に従って記入してください。

その際、配付された住宅地図等にも調査表と対照できるよう、当該被災建築物の整理番号を転記するようにしてください。

2 調査日時

調査者が、調査対象被災建築物に到達し、調査を開始した時刻を記入してください。その際、時間単位で記入し、分を省略してください。

（記入例 午前 1 1 時 3 5 分 → 午前 1 1 時）

3 調査回数

当初調査の場合は記入せず、2 回目以降の場合は、その調査回数を記入してください。

なお、古い判定ステッカーをはがした場合は、捨てずに持ち帰り、災害対策本部担当者に渡してください。

4 調査者氏名

下線部に氏名、都道府県名、判定士登録番号を順に記入してください。なお、基本的に 1 チーム 2 名を想定していますが、3 名以上の場合は追記してください。記入については、調査表を何枚も記入する都合から、ひらがな、イニシャル等を使用してもかまいませんが、登録番号は正確に記入するようにしてください。

Ⅲ 建築物概要について

1 建築物名称

災害対策本部から配布された住宅地図等に記載された建築物名称を記入してください。正式名称を事前に把握している場合は、それを記入してください。

個人住宅の場合は、地図には所有者等の名前が記載されていますので、その氏名を記入してください。

なお、一つの敷地に複数の建築物があった場合、それぞれに異なる整理番号を付して別葉の調査表に記入してください。

各建築物の名称は「～の住宅」、「～の倉庫」等それぞれが区別できるように記入してください。

1. 1 建築物番号

あらかじめ、建築物番号が定められている場合はそれを記入してください。

そのほかの場合は、配付された住宅地図等に記載された建築物の番号（個々の建築物の水平投影面の輪郭に付されている住居番号）を記入してください。

2 建築物所在地

字名地番を記入してください。市町村名は省略して結構です。

（記入例 桜ヶ丘6-5-20）

2. 1 住宅地図整理番号

配付された住宅地図等の番号を記入してください。

3 建築物用途

項目に該当しないものについては下記の表を参考にしてください。

また、どの項目にも該当しない場合は、その他として（ ）の中に内容を記入してください。複数用途のものは、主たる用途で記入してください。

表 建築物の用途例

凡 例	建 築 物 用 途
店舗	飲食店、スーパーマーケット、デパート等
体育館	学校の体育館、スケート場、屋内プール等
劇場、遊戯場等	パチンコ店、映画館、ボーリング場、公会堂等

1 3. 学校は、教室の集合体を典型として判断してください。予備校や塾等は実態に応じて6. 事務所と判断すべきものもあります。また、幼稚園は、1 0. 保育所としてください。

4 構造種別

主たる構造種別を判断して記入してください。

倒壊しているなど、外観から判断ができず、かつ、内観調査のできない場合等、判断のつきかねる場合は記入しなくても結構です。

5. 混構造の場合は、（ ）の中に、例えば（S造）と（RC造）のように記入してください。

5 階数

調査対象建築物の被災前の階数を記入してください。

倒壊等のため判別ができない場合、あるいは地下の階数が不明な場合等は、調査員ができる範囲で推定し、集計欄の数値の右に？を付け、3？のように記入してください。

6 建築物規模

1 階寸法を目見当で推定して記入してください。実測上の危険がなく、時間的余裕のある場合は、コンベックス等で測定していただいても結構です。

原則として間口方向をアに、奥行き方向をイとしてください。また、円形プランや不整形なプランの建築物の場合、外接する方形を想定して、その寸法を記入してください。

これらの寸法は、後日住宅地図上で建築物を特定して確認するために必要なものですが、原型を留めないほど破壊が場合等は、記入しなくても結構です。その場合、記入欄には×を記入してください。

IV 調査について（項目番号は、判定調査表に対応しています）

調査範囲

全ての対象物件について外観調査を行うこととしますが、その結果、危険度の判定がAランク（「1. 調査済」）となったものは、原則として内観調査を行ってください。B

ランク（「2. 要注意」）のものも、必要に応じ内観調査を行ってください。この場合、使用者等の許諾を得て内観調査を実施してください。外観調査によってCランク（「3. 危険」）となったものは、内観調査を実施する必要はありません。

なお、内観調査は建築物の所有者からのヒアリングによっても結構です。

内観調査ができない場合は、コメント欄に「外観調査のみ実施」と記入し、判定ステッカーにもその旨記入してください。

また、調査件数が多い場合等で、災害対策本部の担当者から外観調査のみと指示されている場合は、その指示に従ってください。

「1 一見して危険と判断される」について

全壊の場合は、「1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階」の項目に○印を付し、総合判定で「危険（赤）」とし調査を終了してください。

隣接しているがけや地盤などが一見して危険な場合は、4. その他の項目の（ ）内にその理由を記入し、総合判定で「危険（赤）」とし調査を終了してください。この場合は、コメント欄と判定ステッカーの注記欄にも危険とされた理由を具体的に記入してください

この項目で判定する場合は、以下の「2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」並びに「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」の項目の調査を行う必要はありません。

「2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」について

○損傷度判定の基本的考え方

ラーメン構造の柱及び壁式構造の耐力壁の損傷度の分類は次の表のとおりです。なお、ラーメン構造で柱よりも梁の損傷度が大きい場合には、その梁に連なる両側の柱の損傷度は柱の損傷度に読み替えるものとします。

表 損傷度分類

損傷度	損 傷 内 訳
損傷度Ⅲ	比較的大きなひび割れ（2mm程度）が生じているが、コンクリートの剥離は極めてわずかである。
損傷度Ⅳ	大きなひび割れ（2mm以上）が多数生じ、コンクリートの剥離も激しく、鉄筋がかなり露出している。
損傷度Ⅴ	鉄筋の座屈や破断、破壊面に沿ってコンクリートのつぶれやずれ、及び柱の高さ方向の変形が生じている。 開口部ではサッシが曲がり、床が沈下している。

〈判定（1）〉

①損傷度Ⅲ以上の損傷部材の有無

建築物全体を調査し、特に短柱やスパンの飛んだ箇所等の柱の被害について判定してください。

なお、梁の被害が柱の被害より顕著な場合は、梁の損傷度を接する柱の損傷度に読み替えて判定してください。

〈判定（2）〉

②隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険

調査対象建築物の存する敷地の危険性について判断します。

隣接する建築物が傾いていて敷地に倒れこむ危険がある場合、隣接の斜面やがけ等が崩壊していて敷地に影響を及ぼす危険がある場合等が該当します。

なお、被害を受けそうだが、危険性の程度が不明確な場合は、Bランクの判定をして

ください。

③地盤破壊による建築物全体の沈下

基礎、杭、地盤等の基礎構造の破壊によって建築物全体が地表面から沈下した被害の状況を建築物の沈下とします。

④不同沈下による建築物全体の傾斜

建築物の沈下に伴って建築物全体が傾斜した被害の状況を建築物の傾斜とします。

○柱の被害

構造躯体の損傷状況については、被害の最も大きい階を調査してください。

さらに、ラーメン構造では最も被害の著しい方向の柱の被害に着目して判定してください。

梁の被害が柱の被害よりも顕著な場合は、梁の損傷度を接する柱の損傷度に読み替えて判定してください。

壁式構造の場合は、柱の本数を壁の長さを読み替えて調査してください。

なお、判定の対象となる壁は、幅45cm以上の耐力壁とします。

調査率とは

調査率＝調査階（被害最大の階）における調査した柱本数（壁長さ）／調査階（被害最大の階）における調査した柱総本数（壁総長さ）

判定結果が「調査済み」となるような場合には、調査率が少なくとも50%以上となるよう調査してください。

※損傷度判定の進め方

柱又は壁の被害度を決めるにあたっては、最も被害の大きい階及び方向に着目し、ラーメン構造では柱について、壁式構造にあつては外壁について、コンクリートのひび割れ、コンクリートの崩れ、鉄筋の曲がりや破断等の有無を調査します。柱及び壁の損傷度を決定するにあたり、調査する階の柱又は壁の直下に損傷度Ⅳ以上のものがある場合には、その柱又は壁の損傷度と同じ損傷度とします。

壁式構造の外壁とは壁式構造の外部の鉄筋コンクリート造の壁で、その幅が45cm以上のものをいいます。内壁とは壁式構造の内部の鉄筋コンクリート造の壁で、その幅が45cm以上のものをいいます。ただし調査項目に記入する壁の長さはすべて目測でもかまいません。一般に、耐力壁と非構造壁とを区別するのは難しく、注意を要します。

○危険度の判定

判定（１）と判定（２）のうち大きな方の危険度で判定してください。

判定（２）は、２から６までの個数で判定してください。

例 判定（１）でＢランク、判定（２）でＣランクの場合→危険

判定（１）でＡランク、判定（２）でＣランクの場合→危険

判定（１）でＡランク、判定（２）でＢランクの場合→要注意

「３ 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」について

ここでは、落下物あるいは転倒物によって、危険性があるかどうかで判断します。たとえば、外壁が破壊していても、すべて落ちてしまっていて落下するものがない場合、窓ガラスが割れて落下していてもバルコニーがあつて下には被害が及ばない場合、転倒物ですでに転倒してしまってもう転倒する可能性のない場合などはすべてＡランクとなります。

また、外壁落下などで、ひさしなどにより、完全に被害が防止できないが、危険性がかなり減少する場合はBランクとするなど適宜判断してください。

落下危険物、転倒危険物の種類は調査表にあるだけでなく、ほかにもいろいろな物があるといえますが、「最も危険性の高いものは何か」という視点で判断してその危険物が調査表にない場合は、「⑦その他（ ）」を活用して調査記入するようにしてください。

○落下危険物、転倒危険物の判定基準

Aランク：明らかに危険性がないと考えられる場合

Bランク：被害の危険性が相対的に低い場合、又は予想される被害が比較的軽い場合など

窓ガラスが何枚か割れていて、余震により類似の窓ガラスの損傷による危険性が高い場合や既に同種の転倒物がかなり倒れていて、余震による転倒の危険性が高い場合

Cランク：既に傾いている、支持するものがかなり壊れていて落下する危険性が高い場合

転倒物によっては、支持するボルトなどが破断している場合や既に傾斜していて転倒の危険性が高い場合

各項目の記述事項には該当しないが、落下や転倒に対する危険性が高い場合

①窓枠・窓ガラス

②外装材 湿式の場合

「②外装材 湿式の場合」とは、モルタル壁などの塗り壁や、あるいはタイル張り等、水を用いて作る壁のことです。

このような湿式の壁がない場合は、記入の必要はありません。

③外装材 乾式の場合

「③外装材 乾式の場合」とは、木板、金属板、金属系や窯業系のサイディング、石膏ボード、あるいは下見板、羽目板などのさまざまなボード類を釘やボルト、金属などを用いて固定するタイプのものです。

このような乾式の壁がない場合は、記入の必要はありません。

④看板・機器等

看板、ウインドクーラー、屋上に設置されたタンクなど、建築物に固定されている機器等の危険を判断するようにしてください。

⑤屋外階段

⑥その他

ブロック塀、自動販売機等の転倒の危険、バルコニー、煙突などの落下の危険など

①～⑤までに該当しない項目で危険な物がある場合、最も危険度の高い項目を（ ）内に記入し判定してください。

なお、特に危険な物がない場合には記入の必要はありません。

V 総合判定

総合判定の判定方法

一見して危険と判断される場合以外は「2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」と「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」の調査結果のうち、より危険度の大きいほうを選んでください。

下記はそれぞれの危険度の組み合わせごとの総合判定です。

- ・ AランクとAランクの場合は「1. 調査済（緑）」
- ・ AランクとBランクの場合は「2. 要注意（黄）」
- ・ AランクとCランクの場合は「3. 危険（赤）」
- ・ BランクとBランクの場合は「2. 要注意（黄）」
- ・ BランクとCランクの場合は「3. 危険（赤）」
- ・ CランクとCランクの場合は「3. 危険（赤）」

コメント欄の記入方法

コメント欄の内容は判定ステッカーの注記欄と同じ内容にしてください。
構造躯体が危険なのか、あるいは落下物等が危険なのか、具体的に読んだ人が判断できるようにしてください。

記入例)

- ・ 隣接建築物が倒れ込む危険があります。
- ・ 擁壁が崩壊し建築物が倒壊するおそれがあり危険です。
- ・ 構造躯体である1階の柱が大きな損傷を受けており危険です。
- ・ 建築物の基礎構造の破壊により建築物全体が沈下しており要注意です。
- ・ 屋外階段が落ちかけており危険があります。

立入注意の範囲、ブロック塀等、特に安全上注意の必要な場合も記入してください。
また、判定結果が「危険」と判断され、建物内部に居住者がなおいる場合はコメント欄外にその旨を記入し、災害対策本部に報告してください。

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

R C

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目
調査者氏名(都道府県/No) _____ (_____ / _____)

建築物概要

- 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____
- 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____
- 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他(_____)
- 構造種別 1.鉄筋コンクリート造 2.プレキャストコンクリート造 3.ブロック造
4.鉄骨鉄筋コンクリート造 5.混合構造(_____)と(_____)
- 階数 地上 _____ 階 地下 _____ 階
- 建築物規模 1階寸法 約 _____ m× _____ m

整理番号 _____
建築物番号 _____
住宅地図整理番号 _____
3 _____
4 _____
地上 _____ 階
地下 _____ 階
ア _____ m
イ _____ m

調査 調査方法：(1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

- 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他(_____)

調査方法 _____
1 _____

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

		Aランク	Bランク	Cランク
判定(1)	①損傷度Ⅲ以上の損傷部材の有無	1.無し	2.あり	
判定	②隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険なし	2.不明確	3.危険あり
	③地盤破壊による建築物全体の沈下	1.0.2m以下	2.0.2m～1.0m	3.1.0m超
	④不同沈下による建築物全体の傾斜	1.1/60以下	2.1/60～1/30	3.1/30超
	柱の被害[下記⑤⑥の調査欄(被害最大の階) _____ 階](壁構造の場合は柱を壁の長さに読みかえる)			
(2)	⑤損傷度Ⅴの柱本数/調査柱本数	損傷度Ⅴの柱総数 _____ 本 調査柱 _____ 本 (調査率 _____ %)		
		1.1%以下	2.1%～10%	3.10%超
	⑥損傷度Ⅳの柱本数/調査柱本数	損傷度Ⅳの柱総数 _____ 本 調査柱 _____ 本 (調査率 _____ %)		
判定(2)		1.10%以下	2.10%～20%	3.20%超
		1.調査済み 全部Aランクの場合	2.要注意 Bランクが1の場合	3.危険 Cランクが1以上又は Bランクが2以上
危険度の判定 判定(1)と判定(2)のうち大きな方の危険度で判定する		1.調査済み (要内観調査)	2.要注意	3.危険

判定(1)
① _____
② _____
③ _____
④ _____
柱の被害最大の階
⑤ _____
⑥ _____
判定(2)

判定

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
②外装材(モルタル・タイル・石貼り等)	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、剥離	3.顕著なひび割れ、剥離
③外装材(ALC板・PC板・金属・ブロック等)	1.目地の亀裂程度	2.板に剥離が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
④看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑤屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑥その他()	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

① _____
② _____
③ _____
④ _____
⑤ _____
⑥ _____
判定

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

- 調査済(緑)
- 要注意(黄)
- 危険(赤)

総合判定 _____

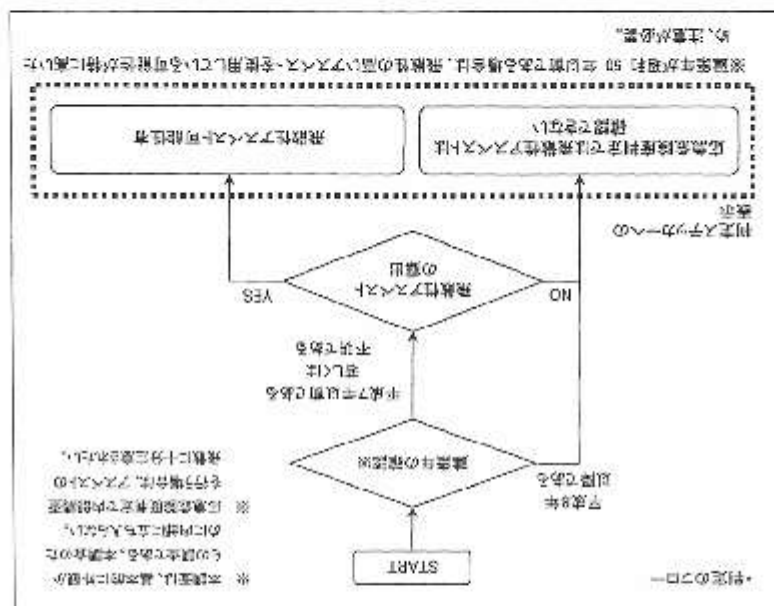
コメント(構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

R C造

こちらを天として印刷してください。

アスベスト対応判定調査表



陈、郭、李

428

調査等によって、飛散性プラスチックの露出が認められた場合は、応急危険度判定スツキーに、飛散性プラスチック可能露出者に記入していただく。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1. 飛散性アスベストの露出が見られる | 2. 飛散性アスベストの露出は見られない |
|---------------------|----------------------|

2 飛散性アスベストの露出有無

3. 平成8年～(1995)	牛群数	4. 不明
1. 昭和50年～(1975)	年産数	2. 昭和51年～平成7年(1976)・(1995)

創業の志士 1

至臨

1. 整理學問

アスベスト対応 測定調査費